

国際会計基準の導入に関する提言

社団法人 関西経済連合会

会計制度は、投資家等への情報開示のみならず、企業の経営判断や事業活動のベースとなり、成長のエンジンとなる企業の持続的発展に欠かせないものである。さらに、資本市場の国際化や企業の事業活動のグローバル化がますます進む中で、国際的な企業業績の比較可能性や透明性の確保が強く求められるようになってきている。

このような中で、世界の多くの国で採用が進む国際会計基準（IFRS）の導入は、わが国においても資本市場のインフラ整備や企業のグローバルな事業展開、資金調達にとって有益なものとなる。中国などのアジア諸国は、国益や経済発展を支えるインフラとして、会計制度の国際化を急速に進めており、わが国としても企業の国際競争力の維持・強化のためにも、国際会計基準への対応は不可避といえる。

一方、会計制度はそもそも会社あってのものである。国際的な会計ルールの変更が日本の企業経営や経済成長・産業育成の支障とならないよう、国際会計のルールづくりにおける日本の発言力を強化していくことが極めて重要な課題となる。

また、会計制度は、企業を取り巻く様々な関係者にとって、企業業績と財務状況を知る手段として利用価値が高く、決算書作成コストも低いものでなければならない。経営陣、従業員、株主、債権者、税務当局など企業を取り巻く関係者の利用価値と作成コストのバランスをどのように取っていくべきか、十分に議論していくべきである。

以上のような基本的な視点に基づき、当連合会としては、国際会計基準の導入に関して、下記のとおり、主要な問題点の提示と必要な対策を提言する。

記

1. 国際会計基準の導入に関する主要な問題点

(1) 国際会計基準自体の問題点

国際会計基準は、基本的には欧米の社会制度・商慣行を前提として議論されており、日本独自の社会的な背景のもとで適用された場合の影響については十分な検討がなされていない。

例えば、退職給付会計、金融商品会計、一計算書方式での包括利益の表示などは、日本の企業経営にとって大きな問題がある。特に、リサイクリングの禁止(その他包括利益に計上した有価証券の評価益などを、実際に売却した時に当期純利益に計上するのを禁止すること)による当期純利益の変質は、株式の約2割を企業が保有する日本の株式保有構造の実態など日本の商慣行や実務と合わないところがある。

さらに、極端な時価会計は、管理会計でも問題がある。企業は自らが経営を進めて行く上で、財務諸表を業績評価、経営分析の最大のツールとしている。その意味で、株主・投資家や取引先だけでなく、企業も財務諸表の重要なユーザーである。変動性(ボラティリティ)が必要以上に高まるような極端な時価主義は、経営の方向性を見えにくくし、企業の経営ツール・評価尺度として会計情報が持つ使いやすさを損なう危険性をはらんでいる。

また、システム変更、全社的業務フロー見直し、公正価値評価のための第三者による鑑定評価コスト増加、導入当初の監査法人との会計方針の綿密なすり合わせなど、実務上対処すべき課題も非常に多い。監査コストも含めて、企業の財務報告に関する過度な負担増大が懸念される。

(2) 国際会計基準と税制との関係の問題点

わが国の会計制度と税制は、確定決算主義などを通じて相互に深く関係している。国際会計基準は投資家への情報提供を目的とした連結決算に用いられる基準であり、個別決算書に国際会計基準を用いるかどうかは国によって異なっている。

わが国では、個別決算書を基に税を計算する仕組みが取られており、仮に個別決算書に国際会計基準を適用することとすれば、会計基準の変更や包括利益の変動がそのまま課税所得や税額の変化につながる。一方で、連結と個別の会計基準を別にし、あるいは会計基準と税制とを切り離れた場合には、決算書の作成負担の増大が懸念されるため、申告調整方法の整備等も必要となる。

2. 国際会計基準の導入に向けて必要な対策

国際会計基準の強制適用は、従来の日本の会計基準からは大きな転換となるものであり、円滑な導入に向けては様々な対策が必要である。当連合会としては、金融庁、企業会計基準委員会(ASBJ)へ導入に向けての対策を以下のとおり求める。

(1) 会計基準変更に係るわが国の対応

① 日本の意見発信機能の強化

わが国は国際会計基準審議会(IASB)の重要パートナーと

して関係を強化し、常に最新の動向を把握するとともに、日本の意見が通るよう、日本国内の意見を取りまとめた上で、これを国際会計基準審議会へ意見発信していく機能の強化が求められる。経済界や公認会計士協会とも連携し、ボードメンバーやスタッフとして活躍できる人材の育成と日本からの参加メンバーの増員を図ってもらいたい。

② 国内企業の意見集約の強化

任意適用、強制適用のいずれにかかわらず、国際会計基準の日本への導入にあたっては、幅広い関係者による合意形成が必要と考える。とりわけ、公開企業の中でも比較的大きな企業や業界団体を通じて意見発信できる企業は、国際会計基準審議会や企業会計基準委員会に意見を提出することができるが、経理部門の体制上の制約や地方所在につき行政当局への積極的な意見提出が困難な企業もある。こういった地方企業の意見や意見発信に制約がある企業の意見を可能な限り吸い上げるため、地方との意見交換会の開催や地方企業の審議会への参画などの仕組みを整えてもらいたい。

③ 米国の動向を注視した対応の検討

日本における国際会計基準の強制適用については、米国における強制適用の状況を踏まえて判断することとされている。2010年2月に米国SECが公表した声明文では、強制適用時期が後ろ倒しされている。米国の今後の動向を注視した上で、わが国における強制適用時期を見直す、米国基準による開示を認めるなど、総合的な観点からわが国の対応を検討する必要がある。

④ 積極的な啓発活動、広報活動の実施

国際会計基準の適用は開示だけが目的ではなく、経営そのもののベースとなるものであり、会社の幅広い部門が関係し、目的の共有化や納得性が極めて重要になる。企業の中でのスムーズな移行と定着には、「会社経営にとって国際会計基準への移行は極めて重要な意味がある」ということをどこまで周知できるかが鍵であると考えられる。また、業界ごとの研修会等を通じて、欧州の先行事例の研究・討論などを実施する等、国際会計基準に関する周知が必要である。こういった多面的な課題を解決するため、積極的な啓発活動や広報活動が今以上に必要である。

(2) 会計基準変更に伴う混乱や報告作成コスト上昇の回避

① 十分な準備期間の確保

国際会計基準の強制適用について、導入時期と適用要件を早期に明確にするとともに、強制適用までの十分な準備期間が必要で

ある(人材確保、システム変更、監査法人との調整などに不可欠)。また、強制適用当初は、通常の締め切り期限の弾力的な延長、過年度比較の簡便化などの事務負担軽減を講じてもらいたい。

② 基準再変更の混乱回避

国際会計基準自体の基準が変動する中で、いったん変更した会計処理方法を再度変更することは大変な混乱を伴う。国際会計基準の採用(アドプション)や収斂(コンバージェンス)の実施時期については、国際会計基準審議会で行われている議論も注視しながら慎重に決定し、極力再変更のないようなタイミングで行うべきである。仮にコンバージェンス終了前にアドプションを決定する場合、アドプション決定後はコンバージェンスを中止し、アドプション時に変更するといった対応も検討すべきである。

③ 原則主義の理念に反しない範囲での指針の提示

原則主義に基づき一つ一つの会計処理方法を考えていくことは公認会計士と企業の双方に過大な負担が生じる。国際財務報告解釈指針委員会(IFRIC)に解釈指針の策定を働きかけるなど、不要な負荷を軽減すべきである。また、そのような指針が増えれば企業としても導入に踏み切りやすくなる。

④ 個別決算書の簡素化

会計ビックバン以後、純粹持ち株会社の解禁とも相まって、わが国の開示制度は、連結決算が開示の中心という位置づけが定着している。そういった現状も踏まえ、開示制度における個別決算のあり方や決算利用者の必要度などを今一度吟味することが必要である。国際会計基準の導入による報告作成コストの上昇を考えれば、金融商品取引法に基づく個別決算の開示については廃止も視野に入れた大幅な簡素化を検討すべきである。

⑤ 個別決算に関する会計基準の調整

簡素化を実施した上で、個別決算に適用する会計基準は何が適切かということについては、意見の分かれるテーマである。一つの意見は、日本の実務や商慣行、税制との関係を踏まえ、現行の日本基準を維持することを望む意見である。もう一つは、日本の実務や商慣行、税制との関係を踏まえ、現行の日本基準を維持しつつ、国際会計基準が適用された連結決算と同一の会計処理も選択可能になることを望む意見である。

連結決算と同様に単体決算に国際会計基準を適用するか否かは、産業界でも大きく意見の割れる論点であり、中堅・中小企業や地方に所在する企業の意見も踏まえた基準を考えるべきである。

なお、個別決算に適用される基準により税との関係が変わってくるが、国際会計基準の導入により実質的な課税ベースの拡大と

なってはならず、損金経理要件を一部緩和することで従来損金処理が必要であったものについては申告調整を認めるなど、課税範囲の適正化について配慮すべきである。

そこで、個別決算に関する会計基準については、金融・税務当局・企業・市場関係者・投資家・公認会計士などの官民の幅広い関係者が一体となって意見調整する場の設定が必要である。

⑥ 実務負担軽減に対する配慮

財務諸表の作成者としての企業は、国際会計基準の導入に際して、膨大な会計注記などの開示作業の増大に加えて、各国基準と国際会計基準との二重管理が発生し、財務諸表作成コストが大幅に増加することを危惧している。直接法によるキャッシュフロー計算書作成など、現場実務から乖離した基準案もあるが、今後、国際会計基準審議会において覚書（MOU）項目の検討が進む中で、コスト・ベネフィットの観点からも、現場実態を反映させた基準にしていくことが必要である。

また、国際会計基準の導入により企業の事務負担の増大が懸念されることを踏まえ、金融商品取引法に基づく四半期決算報告書については、開示内容の簡素化により、企業の負荷軽減を図ることが必要である。

以 上